

長岡京市行政評価システム

平成29年4月改訂

長岡京市総合政策部総合計画推進課

はじめに

長岡京市では、長岡京市第3次総合計画第1期基本計画（平成13年度～17年度）から行政評価システムを導入して、総合計画の進行管理に取り組んでいます。

平成28年度から開始した長岡京市第4次総合計画は、これまでの計画行政を継承し、社会情勢や市の特性等を踏まえながら、市民の参画と協働により、まちの明確な将来像を描き、持続可能で魅力あるまちをつくるために策定されたものです。

この実現のためにも、計画行政の中で、各柱、分野、施策の目標をしっかりと見据え、Plan（計画）→ Do（執行）→ Check（評価）→ Act（改善）からなるPDCAサイクルを適切に運用することにより、業務の継続的な改善に取り組んでいく必要があります。

行政評価システムは、長岡京市第3次総合計画の進捗管理を通じ、行政活動の進捗状況を示す一つ的手段として一定の成果をあげてきており、この一部を変更し、総合計画の目指す将来都市像を達成するための業務の見直し手法を明確化します。

このマニュアルは、行政評価システムを運用するにあたり、基本的な概念や仕組みなどについてとりまとめたものです。

1. 行政評価の目的

行政評価を実施する主な目的は、以下の3点です。

(1) 総合計画の進行管理

総合計画で共有した目標を実現するため、行政評価を通して目標の達成状況・到達具合を検証し、課題や問題があれば、その原因を追究し、課題解決に向けた改善を図ります。

(2) 市民への説明責任の向上

行政評価を通じ、共有した「目標像」の実現のために、「何をしたのか」「どのような結果になったのか」「今後どうするのか」を市民に対し、より具体的に、わかりやすく情報提供することで、市民に対する説明責任の向上を図ります。

(3) 職員の意識改革

行政評価を実施していく中で、職員一人ひとりが、計画体系の中で果たすべき役割を認識し、目的意識を持つと同時に、これからの行政運営に求められる政策形成能力の向上を目指します。

2. 総合計画の計画体系と行政評価

行政評価により総合計画の進行管理を行うために、行政評価は総合計画の体系に基づいて実施します。

第4次総合計画では、基本構想で「住みたい 住みつづけたい 悠久の都 長岡京」をキャッチフレーズに掲げ、「うるおいに満ちた、“良質の住み心地”をつくる」「まちの魅力を高め、“多彩なにぎわい”をつくる」「人・地域の絆に根ざした、“ゆるぎない安心”をつくる」を政策の大綱としています。

具体的な計画である第1期基本計画では、この基本構想の下に「柱—分野—施策—事務事業」の4層構造で構築し、上位の目的に対する下位の手段の関係で構築しています。

また、事務事業のうち、第1期基本計画に示された基本的な方向や施策を推進する主要な事務事業を実施計画に位置付け、明らかにするとともに、その計画的な推進を図っています。

本市では、実施計画に位置付けられた事務事業を中心に行政評価を行います。

① 柱

長岡京市の将来都市像を実現するために、第4次総合計画の第1期基本計画において「こども」「くらし」「かがやき」「まち」「みどり」「けいえい」の6つの柱を設定し、行政運営上の基本目標を定めたもの。

② 分野

分野は、柱毎に設定された基本目標を達成するための手段となるもので、行政運営上の基本的な方針を定めたものです。第1期基本計画では、「産み育てる環境」など21の分野を設定しています。

③ 施策

施策は、分野の目的を達成するための手段となるもので、行政運営上の個々具体的な方針を定めたものです。第1期基本計画では、「子育て環境の充実」など49の施策を設定しています。

④ 事務事業

事務事業は、施策の目的を達成するための手段となるもので、特定目的ごとの行政活動の単位となるものです。なお、事務事業の中から、施策の目的を達成するために、きわめて有効と思われる事務事業等を実施計画とし、「地域子育て支援拠点の充実事業」などの150を前期実施計画（平成28年度～30年度）に位置付けています。

3. 行政評価の目標指標

第1期基本計画では、目標指標は主要事務事業等である実施計画に設定します。

目標指標の設定にあたっては、「第1期内にどのような状態を目指すか」といったことに「目標像」を置く事に留意し、その目標像を達成したかがわかる目標指標と数値目標を設定します。

目標指標については、事業を実施した成果（アウトカム）とし、成果に着目した目標の設定が困難な場合には、結果（アウトプット）での数値目標とし、また、定量的な目標設定が困難な場合には定性的な目標を設定します。

なおも、目標指標の設定が困難である場合や、目標値を持つことがふさわしくないと判断したもの、今後の事業実施等によって目標指標、目標値を再設定することがふさわしいものについては、目標指標、目標値の設定を行わず、時節に応じた適切な目標指標等の設定を行うと共に、事業の実施結果やその他客観的な指標等により、進捗状況を測るものとしします。

また、実施計画の維持及び運用の弾力性を確保するため、毎年度、内容を見直し、必要と認めるときは、必要な範囲での修正を行います。

4. 評価結果の活用

(1) 行政活動のマネジメント

総合計画の進行管理のために、行政評価の結果をもとに、目標達成に向けて改善を行います。

また、行政評価に加え、行財政改革の視点からも随時点検を行い、事務事業の廃止、統合、その他の改善の取り組みを推進します。

(2) 行政活動情報の共有化

① 庁内での事務事業の目的等の共有化

事務事業の目的・内容や達成目標等の情報を職員間で共有化します。

② 市民との行政活動情報の共有化

行政評価の結果を、ホームページ等を活用して、市民に公表します。

③ 議会提出資料としての活用

地方自治法第233条第5項の規定に基づき、決算審査資料として議会に提出する「主要施策の成果等説明書」として活用します。

5. 行政評価による総合計画の進行管理の手順

(1) 評価シートの記入----- 担当課

実施計画の実施内容と目標指標に対する実績、課題とその解決方法を整理し、評価シートに記入します。

(2) 全庁的な課題の整理と方針の検討

① 課題の整理 ----- 総合計画推進課・担当課

評価シートについて、必要に応じて総合計画推進課と各課でヒアリングを実施し、総合計画を進める上での課題点を整理します。

② 政策協議 ----- 庁議・レビュー等

全庁的に総合計画の進行状況と課題を把握し、今後の方針を検討します。

③ 予算への反映 ----- 財政課・担当課

政策協議の結果等に基づいて事務事業の妥当性・効率性などの詳細な検証を加えた上で、次年度予算編成を行います。

6. 第4次総合計画の計画年次と行政評価の関係

第1期基本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までであり、実施結果の検証は、平成29年度から平成33年度に行います。